

料 金 表

(R7. 3改訂)

新札幌ひばりが丘訪問看護ステーション

【介護保険】

<費用の計算>

費用額(10割) = 単位数 × 1単位(10.21) (端数切捨て)

利用者負担額(1割) = 費用額 - (費用額 × 0.9 (1円未満切り捨て))

(2割) = 費用額 - (費用額 × 0.8 (1円未満切り捨て))

*実際の請求と料金表の合計とは、小数点以下の処理から誤差が発生することがあります。

*複数回実施の場合の算定額とは、若干の誤差が生じます。

☆訪問看護費

訪問時間	20分未満 (訪問看護 I 1)	30分未満 (訪問看護 I 2)	30分以上1時間 未満(訪問看護 I 3)	1時間以上1時間未満 (訪問看護 I 4)
単位	314単位/回	471単位/回	823単位/回	1128単位/回
利用総額	3,206円	4,809円	8,403円	11,517円
うち、介護保険から給 付される金額				
(9割)	2,885円	4,328円	7,563円	10,365円
(8割)	2,565円	3,847円	6,722円	9,214円
利用者負担分				
(1割)	321円	481円	840円	1,152円
(2割)	641円	962円	1,681円	2,303円
※20分未満の訪問看護について、以下の時間帯で計画的にサービスを行った場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。 ①夜間 (午後6時から午後10時まで) 及び早朝 (午前6時から午前8時まで) : 25% ②深夜 (午後10時から午前6時まで) : 50%				

☆作業療法士等によるサービス

訪問看護 I-5 / 293単位	
介護予防訪問看護 I-5 / 283単位	
利用者負担分【訪問看護】	¥300 (1割)、¥599 (2割)、¥898 (3割)
利用者負担分【介護予防訪問看護】	¥281 (1割)、¥578 (2割)、¥867 (3割)
◎利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合、1回につき5単位減	

☆介護予防訪問看護費

訪問時間	20分未満 (予防訪問看護 I 1)	30分未満 (予防訪問看護 I 2)	30分以上1時間 未満 (予防訪問看護 I 3)	1時間以上1時間半 未満 (予防訪問看護 I 4)
単位	303単位/回	451単位/回	794単位/回	1090単位/回
利用総額	3,094円	4,605円	8,107円	11,129円
うち、介護保険から 給付される金額				
(9割)	2,785円	4,145円	7,296円	10,016円
(8割)	2,475円	3,684円	6,486円	8,903円
利用者負担分				
(1割)	309円	461円	811円	1,113円
(2割)	619円	922円	1,621円	2,226円
※20分未満の訪問看護について、以下の時間帯で計画的にサービスを行った場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。 ①夜間 (午後6時から午後10時まで) 及び早朝 (午前6時から午前8時まで) : 25% ②深夜 (午後10時から午前6時まで) : 50%				

☆ サービス提供体制強化加算Ⅱ [3単位/回]

研修等を実施しており、3年以上の勤続年数のある者を一定以上配置している事業所に加算されます。

利用総額	31円/回
うち、介護保険から給付される金額 (9割)	28円/回
(8割)	25円/回
利用者負担額 (1割)	3円/回
(2割)	6円/回

☆ サービス提供体制強化加算Ⅰ [6単位/回]

研修等を実施しており、7年以上の勤続年数のある者を一定以上配置している事業所に加算されます。

利用総額	61円/回
うち、介護保険から給付される金額 (9割)	55円/回
(8割)	49円/回
利用者負担額 (1割)	6円/回
(2割)	12円/回

☆ 複数名訪問看護加算 (Ⅰ)

同時に2人の看護師等が1人の利用者に対して訪問看護を行なった場合に加算されます。(必要時)

[・30分未満 254単位/回 ・30分以上 402単位/回]

利用総額	30分未満	2,593円	30分以上	4,104円
うち、介護保険から給付される金額 (9割)	30分未満	2,334円	30分以上	3,694円
	(8割)	30分未満	2,074円	30分以上
利用者負担額 (1割)	30分未満	259円	30分以上	410円
	(2割)	30分未満	519円	30分以上

☆ 複数名訪問看護加算 (Ⅱ)

看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合に加算されます。(必要時)

[・30分未満 201単位/回 ・30分以上 317単位/回]

利用総額	30分未満	2,052円	30分以上	3,237円
うち、介護保険から給付される金額 (9割)	30分未満	1,847円	30分以上	2,913円
	(8割)	30分未満	1,641円	30分以上
利用者負担額 (1割)	30分未満	205円	30分以上	324円
	(2割)	30分未満	411円	30分以上

☆ 緊急時訪問看護加算

当事業所では、24時間連絡がつき緊急時状況により夜間、休日も含めた緊急時の相談と訪問の体制をとっています。営業時間以外は携帯電話で対応します。緊急時訪問看護加算を希望される方は、あらかじめサービス計画に登録します。また、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に利用者や利用者家族の同意を得て(Ⅱ)を算定します。

緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の設備が行われている場合(Ⅰ)を算定します。

* 1ヶ月につき (Ⅰ) 600単位/月、(Ⅱ) 574単位/月 ※区分支給限度基準額の算定対象外

区分	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	緊急時訪問看護加算(Ⅱ)
利用総額	6,126円	5,861円/月
うち、介護保険から給付される金額 (9割)	5,513円	5,275円/月
	(8割)	4,901円
利用者負担額 (1割)	613円	586円/月
	(2割)	1,225円

* 緊急時訪問看護を行った際は、その都度、訪問時間に基づく訪問料金のお支払いが必要になります。

☆特別管理加算

1. 厚生労働大臣が定める状態の利用者（留置カテーテルを付けている方や、人工肛門を付けている方、在宅酸素療法をしている方、重度の褥瘡の方など）には、下記の料金がかかります。

* 1ヶ月につき (I) 500 単位/月、(II) 250 単位/月 ※区分支給限度基準額の算定対象外

区分	特別管理加算 I	特別管理加算 II
特別管理加算対象者	留置カテーテル、気管カニューレ利用者、悪性腫瘍など	在宅酸素、人工肛門 真皮を超える褥瘡 週3回以上点滴利用者
利用総額	5, 105 円/月	2, 553 円/月
うち、介護保険から給付される金額 (9割)	4, 595 円/月	2, 298 円/月
(8割)	4, 084 円/月	2, 042 円/月
利用者負担額 (1割)	511 円/月	255 円/月
(2割)	1,022 円/月	511 円/月

ひと月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定する。

2. 長時間訪問看護加算[300 単位/回]

特別管理加算の対象者について、1時間30分以上の訪問看護を実施した場合の加算です。

利用総額	3, 063 円
うち、介護保険から給付される金額 (9割)	2, 757 円
(8割)	2, 450 円
利用者負担額 (1割)	306 円
(2割)	613 円

☆専門管理加算[250 単位/月]

緩和ケア、褥瘡ケア若くは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は、特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合の加算です。

1ヶ月1回算定

利用総額	2, 553 円/月
うち、介護保険から給付される金額 (9割)	2, 298 円/月
(8割)	2, 042 円/月
利用者負担額 (1割)	255 円/月
(2割)	511 円/月

☆ターミナルケア加算[2,500 単位/死亡月]

死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを実施した場合の加算です。

* 介護予防訪問看護は対象外です。

利用総額	25, 525 円
うち、介護保険から給付される金額 (9割)	22, 973 円
(8割)	20, 420 円
利用者負担額 (1割)	2, 553 円
(2割)	5, 106 円

☆遠隔死亡診断書補助加算[150 単位/死亡月]

情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、死亡診断加算を算定する利用者にその主治医に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合の加算です。

利用総額	1, 532 円
うち、介護保険から給付される金額 (9割)	1, 379 円
(8割)	1, 226 円
利用者負担額 (1割)	153 円
(2割)	306 円

☆初回加算

新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した当日（Ⅰ）又は、翌日以降（Ⅱ）に初回訪問看護を行った場合の加算です。

* 1ヶ月につき（Ⅰ）350単位/月、（Ⅱ）300単位/月

	初回加算(Ⅰ) * 当日の初回訪問	初回加算(Ⅱ) * 翌日以降の初回訪問
利用総額	3, 574円	3, 063円
うち、介護保険から給付される金額（9割）	3, 217円	2, 757円
（8割）	2, 859円	2, 450円
利用者負担額		
（1割）	357円	306円
（2割）	715円	613円

☆口腔連携強化加算[50単位/月]

口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行った場合の加算です。

利用総額	511円
うち、介護保険から給付される金額（9割）	460円
（8割）	409円
利用者負担額	
（1割）	51円
（2割）	102円

☆退院時共同指導加算[600単位/月]

入院中又は介護老人保健施設に入居中の者が、退院又は退所に当たり、主治医等と連携し、必要な指導を行い、その内容を提供した場合の加算です。

利用総額	6, 126円
うち、介護保険から給付される金額（9割）	5, 513円
（8割）	4, 901円
利用者負担額	
（1割）	613円
（2割）	1, 225円

☆看護体制強化加算Ⅰ[550単位/月]、看護体制強化加算Ⅱ[200単位/月]

算定前6月において、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算の利用者が一定数以上を占める場合の加算です。

	看護体制強化加算(Ⅰ)	看護体制強化加算(Ⅱ)
利用総額	5, 616円	2, 042円
うち、介護保険から給付される金額（9割）	5, 054円	1, 838円
（8割）	4, 493円	1, 634円
利用者負担額		
（1割）	562円	204円
（2割）	1, 123円	408円

☆定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携[2961単位/月]

連携する事業所：定期巡回サービス土屋札幌白石

訪問介護と看護が密接に連携してサービスを提供する地域密着サービスであり、訪問介護事業所が訪問看護事業所と連携する連携型です。

利用総額	30, 231円/月
うち、介護保険から給付される金額（9割）	27, 207円/月
（8割）	24, 184円/月
利用者負担額	
（1割）	3, 024円/月
（2割）	6, 047円/月

☆交通費

通常の事業の実施地域以外への訪問看護に要した交通費は、その実費がかかります。尚、交通費は利用者宅までの距離を測定し、距離に応じた料金になります。70円/kmで計算します。

☆ 駐車料金

指定駐車場が有料駐車場の場合は、料金を別途お支払い頂きます。その場合は、領収書の発行を受け、利用者様にお渡しし、請求いたします。

☆ 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは利用料金の全額がご契約者の負担となります。

介護保険給付の支給限度額を超える訪問看護（支給限度額を超えた金額がご契約者負担）

時間	20分未満	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間半未満
利用料金	3,175円	4,768円	8,331円	11,414円

☆長時間訪問看護の実費

特別管理加算算定対象者以外の介護保険利用者で90分を超えての利用の場合は10分毎に500円実費がかかります。

【医療保険】

☆健康保険等の対象となる訪問看護サービスと利用料金

医師の指示で訪問看護サービスが必要とされ、要介護認定で『自立』と判定された方や、厚生労働大臣が定める疾病の方（人工呼吸器を使用している方、パーキンソン病の方）など介護保険2号被保険者で要介護認定の対象にならない方、及び40歳未満で訪問看護を利用される方は、健康保険法等により訪問看護サービスが提供されます。

項目	内容	金額
基本療養費Ⅰ	保健師、看護師、助産師、理学療法士、言語聴覚士等による訪問。	週3日目まで5,550円/回 週4日目以降6,550円/回
	准看護師による訪問。	週3日目まで5,050円/回 週4日目以降6,050円/回
	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師と共同して同一日に訪問を行った場合。	12,850円 月1回限度。管理療養費は算定不可。
基本療養費Ⅱ	同一建物居住者に対して、保健師、看護師等が訪問。同一日に2人。	週3日目まで5,550円/回 週4日目以降6,550円/回
	同一日に3人以上。	週3日目まで2,780円/回 週4日目以降3,280円/回
	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師と共同して同一日に訪問を行った場合。	12,850円 月1回限度。管理療養費は算定不可。
基本療養費Ⅲ	入院中の外泊時に訪問看護を実施	1回 8,500円
難病等複数回訪問加算	必要に応じて1日に2回、または3回以上指定訪問看護を行う場合。	1日2回 4,500円 1日3回以上 8,000円
ターミナルケア療養費	死亡日及び死亡前14日以内に2回以上のターミナルケアを行った場合。	ターミナルケア療養費1：25,000円 (在宅、特別養護老人ホーム) ターミナルケア療養費2：10,000円 (特別養護老人ホーム等で死亡。看取り介護加算算定者)

複数名訪問看護加算		対象患者に対し、一人での看護職員による指定訪問看護が困難である場合。	イ.看護師等4,500円(週1回) ロ.准看護師3,800円(週1回) ハ.看護補助者等3,000円(1~2回/日) (3回以上10,000円)
訪問看護情報提供療養費		別紙※1	1,500円/月1回
夜間・早朝、深夜看護加算		夜間・早朝、深夜に訪問した場合に加算。	6時~8時, 18時~22時 2,100円 22時~6時 4,200円
緊急訪問看護加算		主治医の指示により緊急の訪問を行い、利用者や利用者家族等の同意を頂いた場合に加算。	月14日目まで2,650円/日 月15日目以降2,000円/日
管理療養費		主治医との連携や利用者家族との連絡・相談・訪問看護の提供に関する管理。安全管理体制の整備。	
		月の初日の訪問の場合。	1)機能強化型1 13,230円 2)機能強化型2 10,030円 3)機能強化型3 8,700円 4)1)2)3)以外 7,670円
		月の2回目以降の訪問の場合。	1)3,000円/日 2)2,500円/日
管理療養費の加算		①24時間対応体制加算 ②特別管理加算(疾患等により加算) ③長時間訪問看護加算(特別管理加算対象者による加算) ④退院時共同指導加算 ⑤特別管理指導加算 ⑥退院支援指導加算 ⑦在宅患者連携指導加算 ⑧在宅患者緊急時等カンファレンス加算 ⑨看護・介護職員連携強化加算	1)6,800円/月 2)1)以外6,520円/月 5,000円または2,500円/月 週1日5,200円 (90分超えた場合) 1回8,000円 1回2,000円 1回6,000円 (厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する場合。) +8,400円 1回3,000円 1回2,000円(月2回まで) 2,500円/月
専門管理加算		専門の研修を受けた看護師が、専門的な管理を含む訪問看護を実施した場合。	2,500円/月
遠隔死亡診断補助加算		情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、主治医の指示に基づき、医師の死亡診断の死亡診断の補助を行った場合。	1,500円/月
訪問看護医療DX情報活用加算		電子資格確認により、利用者の診療情報を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。	50円/月
その他の料金	超過料金	90分を超えた場合30分ごと	1,000円
	時間外及び休日料金	営業時間外及び営業日以外(祝休日など)に訪問した場合。	1時間まで3,100円 以後30分毎に1,000円
	交通費	実費を頂きます。事業所から利用者宅までの距離により料金設定。 70円/km	
※1 訪問看護情報提供療養費 1.市町村等からの求めに応じて指定訪問看護の文書を添えて情報提供した場合。 2.小・中学校入学や転学時等の当該学校に初めて在籍する利用者について学校からの求めに応じて文書を添えて情報提供した場合。 3.保険医療機関等に入院し又は入所する利用者について情報提供した場合。			1,500円 (月1回)

【保険適用外】

☆保険適用外のサービス利用になるため自費となります。

保険適用外 サービス利用料	外出時等に訪問看護を利用した場合。	1時間まで8,000円
	時間帯(9時~17時)	以後30分毎に4,000円

*その他の料金は健康保険対象外(自費)の料金です。

*訪問時間は1回につき30分から1時間30分の範囲となります。

* (基本療養費+管理療養費+加算分) ×負担割合+その他の料金 となります。

*特定疾患、医療扶助の場合は公費負担ですが、超過料金・交通費・休日料金・時間外料金は実費になります。

*重度心身障害者医療、ひとり親家庭等の受給者証をお持ちの方は、各市町村により (基本療養費+管理療養費+加算分) ×負担割合の自己負担上限額が変わります。

札幌市 上限 3,000円

*衛生材料費は実費、死後の処置は11,000円お支払い頂きます。(介護・医療 共通)

*1カ月の医療費の自己負担限度額は以下の通りです。

(たとえば70歳以上の方の場合)

- | | | | |
|----------------|------|------|---------|
| ① 一般 (②、③以外の方) | 1割負担 | 月額上限 | 57,600円 |
| ② 市民税非課税世帯の方 | 1割負担 | 月額上限 | 8,000円 |
| ③ 一定以上の所得の方 | 3割負担 | 月額上限 | 14,000円 |

*キャンセル料

利用者の都合により訪問看護当日にキャンセルした場合は、キャンセル料として1,000円を徴収いたします。但し、利用者様の容態急変など、緊急やむを得ない事情がある場合、また訪問前日までにご連絡の場合はこの限りではありません。(介護・医療共通)